

○岡山理科大学全学評価・計画委員会規程

(設置)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程第3条に基づき、全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、岡山理科大学全学評価・計画委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、岡山理科大学内部質保証の方針に基づき、全学の計画、自己点検評価及び改善計画について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) 大学事務局次長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、その職の在任期間とする。

(委員長等)

第5条 本委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議の招集及び成立)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 本委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員会の業務)

第7条 本委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学の内部質保証に関する方針策定並びに体制の構築に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の立案及び進捗管理に関すること。
- (3) 計画に基づき実施する諸活動の自己点検・評価、改善計画の策定に関すること。
- (4) 学部及び研究科の計画及び評価活動の運営支援
- (5) 認証評価に関すること。

(6) その他、内部質保証に関する重要事項

(部会)

第8条 本委員会は、次の各号の部会を置き、部会長は、副学長及び大学事務局長をもって充てる。

- (1) 教育推進部会
- (2) 学生支援・国際化部会
- (3) 研究・社会連携部会
- (4) 企画・質保証部会
- (5) 大学運営部会

2 部会は、本委員会より依頼された事項・案件について、審議・検討を行う。

3 部会の審議・検討結果は、本委員会に答申する。

(細則等)

第9条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 本委員会の事務は、企画課において行う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、本委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日決裁)

この改正規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年1月26日 第10回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。